

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別調整交付金の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額、同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給</p>	<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 普通調整交付金定率分の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合算額から第4号に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の同号ロに規定する<u>基準超過費用額を控除した額</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別調整交付金の額)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額、同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給</p>

される額に相当する額を控除した額の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第3号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されることを除く。）当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

3 退職被保険者等所属市町村に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第4条第1項の調整対象需要額」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項の調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、同項第3号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2号中「による療養の給付に係る一部負担金の減免額」とあるのは「による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）」と、「額の合算額が、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）の合算額が、」と、「額、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）」と、「額及び」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び」と、「控除した額の」とあるのは「控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の」と、「第6条第3号」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第6条第3号」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年度分の調整交付金から適用する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成25年度以後の年度の調整交付金について適用し、平成24年度以前の年度の調整交付金については、なお従前の例による。

される額に相当する額を控除した額の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第2号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されることを除く。）当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

3 退職被保険者等所属市町村に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第4条第1項の調整対象需要額」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項の調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、同項第3号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2号中「による療養の給付に係る一部負担金の減免額」とあるのは「による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）」と、「額の合算額が、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）の合算額が、」と、「額、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）」と、「額及び」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び」と、「控除した額の」とあるのは「控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の」と、「第6条第2号」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第6条第2号」とする。